

令和2年7月2日作成

令和2年8月17日更新

各 位

大阪大学大学院人間科学研究科長

白 井 伸 之 介

令和3年度大阪大学大学院人間科学研究科入学者選抜試験における
新型コロナウイルス感染症の影響による欠席者の取扱いについて

標記入試について、新型コロナウイルス感染症の影響により正規の試験（以下、「本試験」という。）を欠席した受験者については、下記のとおり扱います。

記

1. 対象となる欠席者

【A. 対象事由】

- (1) 本試験実施期間に新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と判断され、保健所等から自宅待機を命じられた者又は感染確定のための検査結果待ちの場合
- (3) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により他都道府県から試験会場に来ることができない場合
- (4) 外国から渡日する者で日本における新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化等により、本試験実施期間に来日して受験することができない場合
- (5) 試験日当日に発熱、咳、咽頭痛、身体のだるさや重さがある、味覚や嗅覚に異常がある等新型コロナウイルス感染症の疑いがある症状により体調が悪い場合

【B. 対象者】

- (1) 追試験の対象事由により、本試験当日、試験会場に来ることができない者。
- (2) 追試験の対象事由により、本試験開始後30分を超えて試験会場に到着した者。
- (3) 本試験当日、【A. 対象事由】(5)の事由により、本試験を受験しない者

2. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により正規の試験を欠席した受験者の取扱い

試験種別ごとに下記のとおり取扱います。なお、下記以外の追試験等はありません。

(1) 博士前期課程<一般入試>及び博士前期課程<社会人特別入試>

秋期の出願を受理されたが、新型コロナウイルス感染症の影響により試験を欠席した場合は、冬期に実施する同一種別の試験を受験することができます。その場合、検定料の再納入及び出願書類の再提出は必要ありません。

冬期の出願を受理されたが、新型コロナウイルス感染症の影響により試験を欠席した場合は、正規の受験日の約2週間後に予定している追試験を受けることができます。その場合、検定料の再納入及び出願書類の再提出は必要ありません。

なお、追試験は正規の試験と同等の内容にて実施します。

博士前期課程<一般入試>又は博士前期課程<社会人特別入試>に出願予定の皆様におかれましては、今後の社会情勢や感染症拡大等のリスクを考慮したうえで、可能な限り秋期の試験に出願するようにしてください。

(2) 博士後期課程<社会人特別入試>

出願を受理されたが、新型コロナウイルス感染症の影響により試験を欠席した場合は、令和3年2月5日(金)に追試験を受けることができます。その場合、検定料の再納入及び出願書類の再提出は必要ありません。

なお、追試験は正規の試験と同等の内容にて実施します。

(3) 博士後期課程<一般入試>

出願を受理されたが、新型コロナウイルス感染症の影響により試験を欠席した場合は、正規の受験日の約2週間後に予定している追試験を受けることができます。その場合、検定料の再納入及び出願書類の再提出は必要ありません。

なお、追試験は正規の試験と同等の内容にて実施します。

3. その他

(1) 上記取扱いの対象となる事由、申請方法等の詳細は、出願者あてに受験票と共に送付する「受験者心得」にて通知します。

(2) 追試験を受験できなかった場合でも、募集要項に記載の以下の場合を除き、検定料は返還しません。

検定料を誤って二重に振込んだ場合

【本件問い合わせ先】

〒565-0871 吹田市山田丘1-2 大阪大学大学院人間科学研究科教務係
大阪大学大学院人間科学研究科ウェブサイト <https://www.hus.osaka-u.ac.jp>
e-mail : kyomu@hus.osaka-u.ac.jp

お問い合わせはEメールをご利用ください。

(件名に「大学院入試について」、本文に氏名と連絡先を明記してください。)

※青字の部分が今回更新された箇所です。